

高松市病院局賠償責任を有する職員の指定に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年6月26日

高松市病院事業管理者 和田大助

高松市病院局管理規程第12号

高松市病院局賠償責任を有する職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

高松市病院局賠償責任を有する職員の指定に関する規程（平成23年高松市病院局管理規程第35号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の9第1項後段</u>の規定により規程で指定する職員は、次の各号に掲げる行為について当該各号に定める者とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項後段</u>の規定により規程で指定する職員は、次の各号に掲げる行為について当該各号に定める者とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>

附 則

この規程は、令和8年9月24日から施行する。